

県立学校長 殿

高 校 教 育 課
ス ポー ツ 振 興 課

新学期における県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について
(運動・文化部活動の取扱いについて)

県内において「同一部活動内」での新型コロナウイルスの感染が見られるとともに、新たな職員構成による新学期を迎えるにあたり下記の内容のとおり、留意事項等をまとめましたので、再度、教職員への共通理解を図るとともに、生徒、保護者への指導の徹底をお願いします。

記

1 活動について

学校や地域の感染状況等を踏まえ、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から行うことができる。

※ 活動するに当たっては、生徒の状況（新入生等の体力や技能等の状況を含む）に十分配慮し、事故や怪我等が起きないような活動計画を立てること。

- 可能な限り、マスクを着用して活動すること。
- マスクを外して活動を行う場合には、互いの距離を十分確保するとともに、生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導すること。
- 密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は慎重に検討すること。

- ・ 活動時間は、平日2時間以内、学校の休業日は3時間以内とする。
(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上休養日とすること)
- ・ 活動場所は、原則、学校内とする。ただし、感染拡大防止対策を十分に実施できる施設等については可とする。その際、生徒の移動等についても感染防止対策を徹底すること。なお、学校外で活動を行う際には、必ず、事前に管理職との確認を行うこと。
- ・ 施設に限られる競技や人数不足により、日頃から合同で練習している場合は、複数校での活動ができるものとする。
- ・ 他校との交流、宿泊を伴う活動及び大会の参加については、令和4年3月11日付け事務連絡「運動部活動における他校との交流や大会等への参加について」及び令和4年3月29日付け事務連絡「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について」を参照すること。

2 具体的な留意事項について（新入生等への指導の徹底）

- ・ 活動の前後における着替えや移動の際、教職員等による指導内容の説明やグループでの話合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用すること。
- ・ 器具や用具の不必要な使い回しを避け、共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。
- ・ 体育館など屋内で実施する場合は、気候上可能な限り常時換気に努めるとともに、手洗い、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は慎重に検討すること。
- ・ 更衣や部室等の利用については、短時間の利用とし、一斉に利用することは避けること。
- ・ 部活動終了後に、生徒同士で食事をすることを控えるよう特に指導を徹底すること。
- ・ 活動を行う際には、生徒、保護者の十分な理解を得た上で実施すること。
- ・ 全職員の共通理解を図りながら、活動を進めること。

問合せ先
高校教育課（高校教育・学力向上担当）
0985（26）7033
スポーツ振興課（学校体育担当）
0985（26）7596